

## 論文概要書

題名 : 自然資源損害賠償と懲罰的損害賠償の接点

— エクソン・ヴァルディーズ号事件を契機とした米国の動向とわが国における射程 —

氏名 : 新井 真

本論文において、私は、1989年にアラスカのプリンス・ウィリアムス湾で座礁し、大量の油流出という事態を引起したエクソン・ヴァルディーズ号事故を契機に、制定法の分野および裁判において多様な展開をみせている米国における自然資源損害賠償および懲罰的損害賠償の展開から法理論の構築を試みたいと思う。

州民の利益のために州政府が受託者として自然資源を公共の財産として管理する責任があるという公共信託理論や懲罰的損害賠償の概念をもたないわが国において、公法・私法の協働にかかる本研究の分野は、具体的な議論が必ずしも成熟していないと認識しているが、環境経済・政策の観点から、環境経済評価については、新たな手法が次々に登場し、早稲田大学の栗山浩一教授を中心とした先行研究もそのスピードを上げている。

環境経済評価によって決定された環境価値の喪失を賠償させる、といういわば法政策の問題を、法理論的にいかに考察できるかというのが本論文の課題である。考察すべきテーマは次のように整理される。まずは第一章にて考察の背景を確認し、法的議論の前提として第二章にて自然資源損害の経済学による知見を整理する。その上で、有名な米国のオハイオ裁判判決によって認められた自然資源損害の評価手法を総合的に検討する。第三章においては、米国における自然資源の法的把握を、わが国において公害裁判を中心に発展してきた理論に落とし込むことを試みて、わが国における射程を考察する。第四章においては、さらに米国における環境再生の潮流を概観し、やはり「再生」に焦点をあてた損害賠償の素材を提供する。

そして、第五章においては、いまだ決着をみていないエクソン・ヴァルディーズ号事件の懲罰的損害賠償の議論を、連邦最高裁の判決の系譜も整理の上、米国史上最悪の環境損害事件の裁判所の判断を確認する。裁量上訴が認められた本事件は、今後同様な環境損害事例においてリーディング・ケースとなっていくことが予想され、わが国の法理論の展開にも少なからず影響をおよぼすものと思われる。自然資源損害と懲罰的損害賠償の両面から米国における議論を整理の上、自説を展開し、より拡がりをもった課題の考察の必要性を確認したいと考える。

### 【第一章】序言—本考察の背景

エクソン・ヴァルディーズ号の原油流出事故に対して、1995年9月アラスカ州連邦地裁陪審が50億ドルの懲罰的損害賠償を評決した。第9巡回区連邦控訴は終局判決として25億ドルまでの損害額縮減判決を下したが、被告エクソン側は上訴し、2007年10月29日連

邦最高裁がこの上訴を受理するにいたり、本件の決着はさらに先に延ばされた。

一方、エクソン・ヴァルディーズ号の原油流出は制定法の分野にも影響を与え、1990年にはOil Pollution Act (OPA)が施行され、さらに1996年にはOPAに基づく自然資源損害評価に関する最終規則が施行されて、米国における環境損害のとりえ方は新たな段階を迎えた。わが国では、公害裁判の中から環境再生の取組みが生まれてきたが、アメニティや生態系の保全、住民参加で議論が先行している米国の議論を考察する意義があることを本論文は認識する。

一方わが国においても、環境経済・政策の観点から環境価値の評価に関する議論は活発にされ、先行研究としての蓄積がすすんでいる。法的な観点からは、淡路剛久教授が環境被害の回復とその保全を中心的な争点とする環境賠償訴訟を提唱した。かような環境損害賠償の前提として、自然資源の価値の評価の検討は欠かせない。自然資源損害にかかる議論の発展を検討することは大いに意義がある所以である。

さらにエクソン・ヴァルディーズ号事件をめぐる懲罰的損害賠償の裁判については、主に被害の抑止および違法な利益を吐き出させる観点から検討をすすめることになる。環境損害に対する責任の導入に関しては原因者負担原則の徹底が環境関連の損害発生予防を徹底させることにその効果が期待されるという以上に、懲罰的損害賠償にその効果を期待することができるというのが本論文における考察の背景である。

## 【第二章】環境に値段をつけることの是非

本論文の考察をすすめるにあたり、何が損害を被ったのかという基礎的な定義が必要である。これに経済学者が用いる分類の理解が有用である。実際の利用や、あるいはそれを利用するオプションとさえ関係ない固有価値(=存在価値)は後の議論に大きな意味をもつ。この価値は、人々の非利用価値として表現されるものに対する選好を通して捉えられる。

米国の国家海洋大気管理局の規則は擬制市場を用いて人々に便益に対する支払意思額(WTP)、または損失をがまんするための補償として受入補償額(WTA)を質問する直接的アプローチを採用した。

内務省は、包括的環境対処・補償・責任法(CERCLA)下における「自然資源損害評価規則」を1986年にすでに公開していた。この規則をめぐる産業界、州政府・環境保護団体が多くの争点をめぐり訴えをおこしたのがオハイオ裁判である。判決は、自然資源損害評価の対象は、利用価値だけではなく、存在価値などの非利用価値も含むとし、CVMの有効性も認めた(本論文では、後の議論のためにこれらの争点にかかる裁判所の判断を比較的詳細に紹介する)。

オハイオ裁判後は、CVMが裁判所外の和解に比して裁判所が実際に非市場的評価を決定した事例があまりないこと、NOAAが発表した最終規則において、自然資源損害の金銭的評価を基礎とした内容から自然資源の再生を主な目的とする内容に転換したにより、損害賠償評価手法としてのCVMの使用は限定されたものになっていることを本論文は指摘する。その一方で、CVMには評価手法として反証を許す推定が与えられ、自然資源再生計画に要する費用が自然資源損害の金銭的価値を必ずしも下回るとはいえないことからCVMの有効性が失われていないというのが本論文の立場である。

そして、自然資源損害評価のあり方を理論面から補完するべく、ドビズ教授が提唱する自然資源損害における非利用価値と「苦痛」(pain and suffering)との類似性に視点を転ずるのである。つまり、苦痛の評価と同様に、CVMが非利用価値と金銭の大まかな相関関係を確立するものであると理解するのであれば、その非通約性(incommensurability)こそが非利用価値の本質と考えられることになるということである。

そして、わが国では財産的なものの侵害、人格的なものの侵害のそれぞれについて、財産的損害の賠償と精神的損害の賠償の双方の可能性を認め、あとは具体的な場合に応じて、不法行為成立(賠償請求権発生)の根拠となりうる損害かどうかの認定の問題とするので、

CVMを通じた自然資源損害を認める素地は米国以上に十分にあると考え、次章につながっていく。

### 【第三章】自然資源損害のとらえ方

本章ではわが国における射程が論じられる。最初に、この手法が日本の高度経済成長が引き起こした公害にその役割を果たせるものでないことがことわられる。水俣病を非常に高い確率で起こすような行為に対して、仮に費用便益分析を使ってどのような効率性の数値を出したとしても、その結果は衡平の前に無力であること、また受入補償額(WTA)が無限になるような重い有機水銀中毒を高い確率で起こすような費用は無限大になるゆえ、手法として無意味であるからである。本論文は、ここで自然資源損害の位置づけを広中俊雄教授が提唱した外郭秩序としての「生活秩序」に求めることになる。そして、損害論の観点からこれをみるときに克服しなければならない問題を明確にすることを試みる。つまり、「帰属」を問題としない自然資源損害を、私的利益の擁護を目指す民事訴訟の提起とどう結びつけていくかという問題である。中山充教授は、広中理論に関して、どの範囲の人格的利益をどのような具体的事実のある場合に保護すべきかを問題とするのであるが、ここで論者の意見の整理も必要となる。

生活利益秩序侵害について損害賠償はいかにして機能するかが続けて論じられる。吉田克己教授が伝統的な民事訴訟イメージとの比較において挙げられる二つの注意点が大事である。第一に、生活利益侵害秩序侵害に対する民事訴訟の場合は侵害行為の態様も含めた総合的判断が違法性評価のために必要と考えられること、第二に、差額説的な発想に基づく財産的損害が、生活利益秩序違反では想定しづらいことである。後者の困難性は、訴訟が公共的利益の擁護を指す場合には増幅される。これらの二つの特徴は、自然資源損害に対する損害賠償の内容を定めるにあたって重要な意味をもってくる。第一の特徴は景観訴訟に通じるものとなり、第二の特徴については、CVMが示唆するところが極めて大きいと本論文は指摘する。

本論文は、自然資源損害と「苦痛」の評価システムに関連し、アメリカの過失不法行為法では「苦痛」の賠償が認められるものの、これは身体的侵害がある場合の身体的苦痛と精神的苦痛についての賠償であるのに対し、日本では精神的苦痛だけの場合も賠償請求をできる構造となっていることを指摘する。しかしながら、自然資源をそのような無形の損害に位置づけるだけで、わが国において人身損害による損害概念をめぐってなされた大きな論争を捨象することに注意をうながす。

では、自然資源損害にかかる損害概念とはなにか、具体例に沿って論がすすめられる。

ここで、本論文が留意するのが、非利用価値とわが国における眺望・景観訴訟との関係である。眺望に関する下級審の前橋・相生館事件については、澤井裕教授が、宿泊人の精神的苦痛・不快を媒介としている点に注目した。本論文は、そうであるならば、ある地域に居住する住民が自然資源に見出す価値は、人格的利益としてなおさらに保護される可能性があることを指摘する。

国立景観訴訟最高裁判決は、景観利益が法律上保護される利益であり不法行為による保護の対象となることを認めた。吉村良一教授は、この判決が景観の形成・維持における互換的・相互制約的特質には言及しない結果、「近接する地域内に居住し、その恵沢を日常的に享受している者という、やや曖昧な範囲の者」に景観利益享受を認めることになっており、積極的に形成・維持してきた者と同様の保護を与えるということに疑問を呈している。そのことによって主体の範囲が曖昧になるとの批判を招くことになるからである。このような批判はCVMにたいしても当てはまるところである。しかしながら、自然損害を人格的利益のスクリーンを通して捉えようとする本論文においては、本判決が、「景観というまさに環境の部分に属する問題について、土地の所有権の範囲を大きく超えて環境的な人格的利益を認め」、「従来『環境』と考えられた部分に、人格的利益に関するものが含まれていることが『発見』された」ことはきわめて意義深いとした。

損害額のとらえ方について本論文はここまで、財産的損害と精神的損害と二区分する方法を前提に論じてきた。この考え方は、公害における人身侵害の場面で厳しい批判が加えられてきたが、これを自然資源損害の概念の中で整理することを試みる。人身損害と物損との関係については牛山積教授の安中公害判決の研究を参考にした。本論文の問題設定がわが国における財産的損害と精神的損害の二分論に基づき、非利用価値を含む自然資源損害が認められる可能性を検証するものであったので、必ずしも人身損害を含まない自然資源損害を論ずるにあたって、物的被害にかかる包括請求方式を手がかりに課題を整理する意味があったのである。安中公害判決に対する批判が人身損害賠償における包括的損害把握を物的損害まで拡張してきたのと同様に、自然資源損害においても同じ視点が意識されてとよいはずだと本論文は主張する。「多面的、多様な損害を主張・立証するが、その金銭的評価は裁判官の裁量に委ねるといった素朴な包括請求にとどまりえない状況にわれわれはたどりついている」のである。

淡路教授は、騒音に関する身体的被害、生活妨害、精神的被害を認定することが著しく困難であるがゆえに、どの程度の騒音がどの程度の損害額になるかについても、立証は困難であり、裁判所は、厳格な意味での立証責任によって問題を解決していないとされる。大阪国際空港上告審判決においては、本人の陳述やアンケート調査を通して航空機騒音による被害を一律に認定したこと、原告住民が最小限度共通して蒙っている損害に対し慰籍料という形で請求どおり賠償を認めたことなどは、世界でもほとんど例のない画期的なものと評価されている。CVMとわが国騒音被害の認定との共通性として本論文が指摘するところでもある。

#### 【第四章】米国における自然資源損害取組みの動向

CERCLAおよびOPAに関する主要な判例および新しい潮流を概観する。1996年のKennecott Utah Copper Corp. v. Department of the Interior判決は、「評価手法が費用効果的な方法で、公衆の支払意思額(WTP)に合致した補償されるべき価値を測定しなければならぬとし、WTPを測定する唯一の手法であるCVMを擁護した。General Electric Co. v. Department of Commerce判決も非利用価値とCVMを認容した。しかしながら、本論文でCVMの具体的適用に係るケースとして挙げる裁判所の判断においては、十分な資金と時間をかけたCVMであっても、時間の経過とともに自然資源の状況が変化してしまう懸念が示された。さらに、CVMの対象とする母集団がどこまでなのか特定しなければならないという克服すべき問題が残されている。本論文が紹介する「モントローズCVM報告書」が提供するクライテリアは、まずは成人で財政的義務を負える者であり、地理的ポイントを定義することはできないものの、州外へ母集団を拡張する場合、CVMの質問の選択肢は異なったものとなり、税金の支出にも信頼性が乏しくなるという指摘をする。第三章において、国立景観訴訟最高裁判決がやや曖昧な範囲の者に景観利益享受を認めることにより主体の範囲が曖昧になるとの批判を招くことになるのと同様な問題を課題として残していることを本論文が指摘するところである。

次に本論文は生態系評価手法ともいうべきハビタット等価分析(Habitat Equivalency Analysis, HEA)という手法を紹介する。HEAは、自然資源の提供していたサービスを比較することを出発点とする再生を志向する評価方法である。そして、連邦控訴裁判所の二つの判決においてHEAが認められたことにより、損害を受けた自然資源によって提供されていたサービスの「再生」に焦点をあてた手法が米国における潮流になりつつある

ことを本論文は指摘する。

そして、CVMやHEAという考え方を応用してわが国における自然資源損害評価を探ることができないかという問題意識を提示するのである。公害による地域破壊は、被害者が被った損害の一つであると同時に地域全体の損害でもある、との理解を前提に、被害者がこの解決金を受領してそれを公害地域の再生目的に使用する方向性を考えるのであれば、「再生」に焦点を当てた損害賠償であるHEAの考え方は、わが国においても十分にその機能を発揮する可能性を秘めている。

ただし、HEAがCVMという手法の意義を決して減ずるものではないということも本論文は指摘する。生態学と環境経済学の研究者が連携するなどによって、生態学的知見を経済的評価に反映させることが不可欠であるという点で米国における潮流はわが国の議論と決して無縁でないということが大事な論点である。

#### 【第五章】懲罰的損害賠償について

本章において、エクソン・ヴァルディーズ号事件をめぐる判決の推移が検討される。当該懲罰的損害賠償の解決は、この訴訟の進行が、連邦最高裁によってフォローされてきた合衆国憲法に包含されているデュー・プロセス(法の適正な過程)の理論に対する懲罰的損害賠償の関心の輪郭を描く一連の判決と併行したがゆえに遅延してきたものである。したがって、まずは懲罰的損害賠償をめぐる連邦最高裁判所の判決の動向を確認する作業が必要となる。

懲罰的損害賠償にかかる連邦最高裁判決の系譜として本論文があげる代表的な判決は以下の4つである。

パシフィック相互生命保険会社対ハスリップ(1991年)

TXO生産会社対アライアンス資源会社(1993年)

BMW北アメリカ会社対ゴア(1996年)

ステート・ファーム相互自動車保険会社対キャンベル事件(2003年)

BMW判決は懲罰的損害賠償額を審査するための3つの指標を掲げたのであるが、ステート・ファーム相互自動車保険会社事件判決は、これに重要な改良を加えた。その指標と改良点は以下のとおりである。

##### (1) 非難性の程度

この判決は、裁判所に5つの特別な考慮を比較考察するよう指示することにより、非難性の分析を著しく純化した。つまり、①引き起こされた損害が経済的なものにすぎないか、身体的なものであるか、②原告に対する損害を引き起こした行為が「他人の健康あるいは安全性」に対して無関心あるいは無分別な無視といえるかどうか、③「行為の対象」が経済的弱者であるか否か、④被告の行為が単発の事故にすぎないか、反復されたものか、⑤損害が「意図的な害意、欺罔、詐欺」により生じたものか、あるいは単なる事故の結果によるものか、ということである。連邦最高裁は、それらの要素に序列はつけなかった。

## (2) 懲罰的損害賠償と実損害の比率

ステート・ファーム相互自動車保険会社事件判決はさらに鮮明な指標を提供した。

第一に、連邦最高裁は、一桁を超える比率は深刻な違憲の疑義を生じさせ、そして一桁の比率は「おそらくデュー・プロセスに適合する」と述べた。実際に「懲罰的損害賠償の付与を超えることができない厳格な水準点は存在しない」と拒絶しつつ、連邦最高裁は、損害に対する懲罰的損害賠償額の比率は、一般的に 9 対 1 の比を超えることはできないことを指摘した。

第二に、連邦最高裁は、比較的高い比率あるいは低い比率を正当化するであろう要素の特定の組み合わせを議論した。例えば、「格別に非道な行為が少額の経済的損害を生じさせた」とき、あるいは「損害を看取するのが難しく、あるいは非経済損害の金銭的評価を決定するのが難しいであろうとき、一桁の高いほうの比率やおそらくそれ以上高い比率が許されるかもしれない。反対に、「填補損害賠償額が十分な (substantial) 金額であるときは、より小さい比率、おそらく填補損害賠償額にほとんど等しい額が、デュー・プロセスの担保される外延的限界 (outermost limit) となろう」。

## (3) 同等の違法行為に対する制裁

連邦最高裁は、刑事罰はより厳格な証明の基準 (standards of proof) に基づく刑事訴訟において課せられるものであり、民事訴訟には参考にならないと述べて、基準としての刑事罰との関連を最小限にしか評価しなかった。

第 9 巡回区連邦控訴裁判所の終局判決は以下の判断を下して、損害額縮減を行った。

再発したアルコール中毒者であると分かっている者を数百万バレルの油を積んだ巨大タンカーに配置して汚れのない資源豊富なプリンス・ウィリアム湾の水域を航行させたエクソンの違法行為は、無思慮であり厳しい制裁も当然のことである。しかしながら、その違法行為は、ステート・ファーム相互自動車保険会社事件判決における連邦最高裁の最新の意見において説明されたように、デュー・プロセスの分析の下で許容される最も高いレンジの制裁を当然のこととするものではなかった。

連邦地裁による 45 億ドルの懲罰的損害賠償額の付与は、ステート・ファーム相互自動車保険会社事件判決に照らしてデュー・プロセスを再考するための第 9 巡回区連邦控訴裁判所による差戻し後に判示されたものであるが、非常に高いレンジの損害額を示しており、当然とされるものではない。それは、連邦最高裁の意見、あるいは非難性のエクソンによる軽減にかかる当裁判所の主義に一致するものではない。ステート・ファーム相互自動車保険会社事件判決においては 1 対 1 の比率が上限となったものの、本件における行為はずっと非道なものであり、相応に高い比率を正当化するものではある。5 対 1 という被害に対する懲罰的損害賠償額の比率を表わす損害額の付与は、その両方に矛盾しないものである。

連邦地裁の判決は取り消され、事件は、連邦地裁がさらに懲罰的損害賠償額を 2 5 億

ドルまで減額するという命令をもって差し戻される。

ところで、本論文で取り上げたエクソン・ヴァルディーズ号事件第9巡回区連邦控訴審判決においては、自然資源損害は懲罰的損害賠償の対象にはなっていない。この大規模な油流出は、純粋な経済的損害を超えた損害を引き起こしたが、これらの損害に係る懲罰的損害賠償に対するいかなる責任も被告エクソンと自然資源の受託者（Natural Resource Trustees）における別の訴訟手続において完全に解決済みであるとされたからである。懲罰的損害賠償の付与は、原告の私的な経済的損害および準経済的損害に限定され、環境に対する損害を罰するという公共の利益は対象外となったのである。

その一方で、非難性の程度を詳細化した第一の副次的ファクターを想起するよう本論文は指摘する。第9巡回区連邦控訴裁判所は、連邦地裁の判断を踏襲し「経済的に損害を受けた漁師や財産の所有者に対する油流出による精神的苦痛は高いレベルの非難性を正当化する」と判断している。自然資源損害に精神的苦痛を伴うことは十分に考えられることなので、懲罰的損害賠償の、不法行為者が利得することを許さない、不当利得を吐き出させる、それが制裁であり予防であるという基本的な考え方は、わが国における自然資源損害を考える上で示唆的であるというのが本論文の主張である。

## 【第六章】 結びに代えて

エクソン・ヴァルディーズ号事件の懲罰的損害賠償をめぐる裁判の行方が、実は第三章までで論じてきた自然資源損害と密接な関係があるというのが本論文の主張である。

第9巡回区連邦控訴裁判所も、「当該ケースにおいては、定量化できない非経済的損害が純粋に存在する。つまり、発生する可能性が高いにもかかわらず未だ評価されていない損害が存在するのであり、これは全てエクソン・ヴァルディーズ号の座礁に源を発する潜在的損害である」と明言している。

懲罰的損害賠償の付与にかかる潜在的損害の議論は、自然資源損害に新しい視座を提供しており、判決の経緯を前提にしたクラス準教授によるいくつかの指摘はこれを的確に表現していると本論文は指摘する。

- (1) エクソン・ヴァルディーズ号事件は、災害の規模が巨大であり、その損害とエクソンの経済状態も巨大である。さらに経済的損失および環境損害についての評価情報も大量にある。そのような独自の性質にかかわらず、当該事例は全体の損害の認識を確実に把握するためにデュー・プロセスの要求する比率の評価を裁判所がいかに行えるかというモデルとして有用である。
- (2) 州政府および連邦政府は、エクソン・ヴァルディーズ号の油流出による自然資源損害として10億ドルの填補損害賠償をえているものの、自然資源損害に対する訴えは清掃費用の回復の訴えよりずっと少ない。実際、自然資源に対する損害の回復を容認する現存の規則が十分に活用されていないという論者が多い。このことは、主に

このような損害を評価する困難さと連邦政府機関が評価プロセスを促進する規則を公布できていないからである。

- (3) 環境のシステムとそのシステムによって提供される効用との間の難解な関係は未完成な法システムによって容易に把握できるものではない。CVMを取り巻く議論は、民事訴訟の文脈の中で自然資源を評価することがいまだに難問であることを示している。しかしながら、自然資源損害の評価は苦痛 (pain and suffering) の評価と比較すれば法的フィクションの度合いは小さい。なぜならば、自然資源損害は当該損害の回復に直結しているからである。
- (4) 自然資源損害の非利用価値の定量化がCVMの洗練あるいは新しい評価手法を通じて発展していることと平行して、環境損害の評価も高度化しなければならない。そうならば、自然資源の存在価値やオプション価値が全体の損害に対する回復費用に計上されることになる。裁判所は、懲罰的損害賠償を審査する目的のための全体の損害を評価する際には回復費用を考慮すべきである。そして、立法によって回復費用およびCVMもしくは他の手法に基づく利用価値の喪失の追及を原告に認めるべきである。
- (5) 全ての損害が簡単に経済的な用語に置き換えられるものでないことを認識しつつも、利用できる法的手段を使って正義を実現することを企図する法システムを創出するためには、苦痛に対する賠償の付与も自然資源損害に対する賠償の付与も必要である。
- (6) より完全な実損害の評価をすることができれば、一桁の比率、たとえそれが2対1であろうとも損害を過小評価することにならないし、不十分な制裁や抑止しかできないということにもならない。

エクソン・ヴァルディーズ号の事例はこのアプローチに矛盾しない。州政府と連邦政府は別の訴訟にて環境損害に対して賠償をすでに得ていたため、裁判所は懲罰的損害賠償額を評価するために全体の損害額に環境損害の額を含めなかった。もしも公共の資源に対する環境上の損害に対する別の訴訟がなければ、そのような損害は懲罰的損害賠償額が測定される合計額の中に含まれるべきことになる。

(2) の評価プロセスの必要性については第三章で紹介したように、連邦規則の下でCVM等をはじめとする評価手法が活用されるか否か具体的な事例の動向に留意しなければならない。(3) および(5) は第二章で検討したドビンズ教授の指摘するポイントであり、(4) は第二章において環境の価値として論じたところである。そして、これらの議論は、懲罰的損害賠償において最大の争点でもある実損害との比率の問題に収斂していく。自然資源損害の観点からエクソン・ヴァルディーズ号事件判決をみた場合、懲罰的損害賠償額と潜在的損害を含む実損害との比率の判断において自然資源損害の概念の把握が欠かせないことが明らかになったわけである。本論文が、エクソン・ヴァルディーズ号事件の連邦

最高裁判決によって提示されるであろう懲罰的損害賠償額の基準を自然資源損害の観点から注目する理由はここにある。

そして、環境損害に対する責任の導入については次の意義があると大塚教授が整理されるところを本論文は挙げている。

- (1) 外部不経済の部分がある程度正確に判断し、その修復を行なわせるか、その費用を支払わせることが必要となるが、環境損害論はこのような要請を満たすものである。
- (2) このような原因者負担原則の徹底は、原因者に環境関連の損害発生の予防を徹底させることにつながるという意義がある。
- (3) 環境関連の損害を加害行為の態様（公害の種類など）によって見る視点と異なり、損害を受ける対象から見る視点を得ることにより、環境関連の損害を包括的に捉えられる。
- (4) 環境損害の算定を行うことにより、環境政策の費用便益分析の基礎となる。この点は、政策評価との関係で重要な点である。
- (5) 環境損害についての責任に関する法律が制定されれば、未然防止及び修復について義務を課する要件を統一的に定めることができるし、また、現在バラバラに規定されている各種の費用負担規定の整合性を図ることができる、という成果も期待される。

第二章においては、「財貨秩序」と「人格秩序」という2つの秩序を析出し、外郭秩序における不法行為に基づく損害賠償に焦点をあててきた。一方、国立景観訴訟最高裁判決は、景観というまさに環境の部分に属する問題について、土地の所有権の範囲を大きく超えて環境的な人格利益を認めた。従来「環境」と考えられた部分に、人格的利益に関することが「発見」されたことにより、人格権と環境権が峻別されていた議論の土台がかなり動いたとの大塚教授の指摘に本論文は留意する。

本論文において、個人の権利侵害か利益侵害を根拠とすることが明確でない自然資源損害を、個人の利益の範囲を超えた環境に対する損害として捉え外郭秩序としての生活利益の側面からも捉えようとした。外郭秩序は、①公共的利益を市民総体に割り当てる、他方でそれを個々人にも割り当てていること、②紛争の実体に見合った損害立証の仕方を考えるべきではないかということ、③外郭秩序違反行為については、一つ一つの損害を見ればすごく小さいということ、という特徴および問題をもつ。米国におけるCVMの議論は①～③の特徴をカバーするものであり、上記の(1)～(5)の環境損害に対する責任の導入の意義に対しては、米国における非利用価値についてのCVMによる金銭評価とHEAによる回復措置が示唆を与えてくれる。また、(2)の予防の徹底については、前述したように、懲罰的損害賠償の実質は、不法行為者が利得することを許さない、不当利得を吐き出させる、それが制裁であるという基本的考えから自然資源損害に興味深い視座を与えてくれるのである。吉田教授によれば、外郭秩序においては、損害賠償の場合、個人に対してでも認められれば、それには抑止効果も伴うので、公共的性格が同時に認められるとも言える。

そして、損害賠償の抑止的効果を前面に出していくということになれば、日本では認めていないものの、それは懲罰的損害賠償ではないかというのは、損害賠償を請求している人に対する報償の意味合いを持つということになり、方向としては、そのようなところを向いていると発言されている点に本論文は注目する。

わが国において、環境経済・政策の観点から活発な議論が展開されていることは本考察の背景として紹介したが、議論の中心は環境経済評価 (environmental valuation) であり、本稿はその中の手法のひとつであるCVMに関しては、重点的に法的な視点で検討を加えた。

無主物とされるものの環境価値をあらかじめ決定してその喪失を賠償させる、という発想は日本法にはなかったが、本論文では、自然資源損害と懲罰的損害賠償の問題点を整理して、いわばその接点から賠償理論を検討する手がかりを求める準備作業を行った。従来、景観利益を個人の利益と見る発想が乏しかったことから、損害賠償についてはあまり議論されてこなかったが、国立景観訴訟最高裁判決はこの点にメスを入れたというわが国の状況にあって、この準備作業には意義があると私は考える。本論文はその出発点でしかない。

以上